

## 《依頼の仕方》

まず電話でご相談下さい。当方で参上いたしますが、ご来所いただいても結構です。

図面、写真、現物見本等がなければ口頭、メモ、文書で内容をご説明下さい。

出願(権利の存否・有無)に際し、必要があれば調査いたします。

特許庁への手続の委任(委任状・包括委任状の提出)がありますと、当所では、出願後登録に至るまでの諸書類の応答、審査官との面会、登録料の納付までの全ての手続を行ないます。

また、特許庁からの通知その他は当所からご連絡いたしますので、当所との打合せ・相談、必要費用のお支払いのほかは、何もする必要はありません。

権利取得後は、権利継続のための年金の納付時期をご連絡いたします。

### [ 発明・考案をした場合 ] ...特許出願あるいは実用新案登録出願

特許庁へ出願するためには、技術内容の全てを文書にまとめ、更にはその文書内容を電子化して提出します。その際、技術的に達成できる構造・方法として特許庁担当官が理解できれば足りますので、実際に製造し見本を製作する必要はありません。提出文書の電子化は当事務所にて行ない、文書化した控書類を用意し、お渡しいたします。

程度の高い新技術(発明)に与えられる特許権は特許されてから出願日を起算として20年(特別な場合は25年)で、物品の形状、構造または組合せに関する技術(考案)に与えられる実用新案権は登録されてから出願日を起算として6年で夫々満了します。

特許出願は特許性の有無につき審査され、特許性がない場合には特許されないことがあります。これに対し、実用新案登録出願は形式的な審査のみが行なわれ、登録性の有無についての実質的な審査は行なわれませんので、全ての出願は原則として登録されます。

### [ デザインの創作をした場合 ] ...意匠登録出願

物品の形態を特定しますので、その物品全体あるいは部分の形状、模様等が明確になっている必要があり、例えば6方向(正面、背面、平面、底面、右側面、左側面及び必要な断面)から見た夫々の図、斜視図、部分図等を提出します。また、類似する意匠は、出願時に各件別に関連意匠として纏めて同時出願します。

物品の形状・模様・色彩等のデザインについての意匠権は登録の日から15年の存続期間があります。

### [ 商品名称、サービス名称、マークを決める場合 ] ...商標登録出願

商品・サービスを対象とする場合には、自己の商品と他人の商品とを、あるいは自己の提供するサービス(役務)と他人のサービスとを区別するためにつける名称(ロゴ)・マークですので、商標中に商品・サービス名、商品・サービス内容等の説明的記述部分がありますとその部分はないものとして判断されます。また、どのような商品あるいは、どのようなサービス(このサービス自体は独立して提供され、取引の対象となる必要があります)に使用するものなのかを明確にして下さい(商品の区分は第1~34類/役務の区分は第35~42類)

商品・サービスについての生産者・販売者、提供者を表示する名称やマークについての商標権は登録の日から10年の存続期間があり、存続期間満了前にはその期間の更新申請ができます。

### [ 権利侵害があった場合 ] ...警告事件・侵害訴訟

第三者の侵害、権利者からの侵害警告その他に際し、権利内容と実施・使用の内容とを種々に検討・対比し十分に保護されるように対処いたします。なお、実用新案権が侵害された場合は、権利の登録性について特許庁が作成した実用新案技術評価書を侵害者に提示しなければなりません。

訴訟事件においては、弁護士と共に輔佐人として事件を処理いたします。